

令和元年5月31日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03478

研究課題名（和文） 地方政府における行政手続の自律性と応答性に関する研究

研究課題名（英文） Research on Autonomy and Responsiveness of Administrative Procedures in Local Governments

研究代表者

松井 望（Matsui, Nozomi）

首都大学東京・都市環境科学研究科・教授

研究者番号：70404952

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、地方政府の行政手続の自律性と応答性の現状分析と考察をした。具体的には、地方政府における行政契約・行政協定制度を主たる分析対象におきながら、行政手続に期待される価値を確保しつつ住民・利害関係者への対応実態の把握に取り組んだ。特に、都道府県、政令指定都市、特別区におけるソフトな行政手法である協定を中心に資料収集と整理に努め、同資料に基づきインタビュー調査を実施した。

以上により政策課題に対する自律的な手続を整備しつつ、課題解決に向けて柔軟に応答する現状を抽出することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、日本の地方政府が制定する行政手続の自律性と応答性について考察した。従来、行政手続とその対応に一つの評価があった。それは「繁文縟礼（red tape）」である。昨今の官僚制研究では、行政手続と住民・利害関係者からの対応、つまりは自律性と応答性の観点から「繁文縟礼」の測定が進められている。同研究の成果からは、画一的な手続の自律性ととともに柔軟に応答するという相反する二つの官僚像が明らかにされてきた。

本研究では、これらの知見を踏まえて日本の地方政府が行政手続に期待される価値（公平性や正確性）を確保しつつ、行政手続の実施過程で住民・利害関係者への対応を柔軟に使い分けている現状分析をした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I analyze and consider the current state of autonomy and responsiveness of local government administrative procedures. Concretely, while the administrative contract and administrative agreement system in local government were made to be main analysis object, the grasp of the actual condition of the correspondence to inhabitants and stakeholders was tackled, while the value expected for the administrative procedure was ensured. Especially, this paper tries to collect and arrange data mainly on agreements which are soft administrative techniques in prefectures, ordinance-designated cities and special wards, and carries out interview investigation based on the data.

As a result, this study was able to extract the present state of flexibly responding to the problem solving, while the autonomous procedure for the policy problem was improved.

研究分野：行政学・都市行政論

キーワード：地方政府 協定 連携 自律性 応答性

1. 研究開始当初の背景

本研究では、日本の地方政府が制定する行政手続の自律性と応答性について考察した。

従来、行政手続とその対応に一つの評価があった。それは「繁文縟礼 (red tape)」である。昨今の官僚制研究では、行政手続と住民・利害関係者からの対応、つまりは自律性と応答性の観点から、「繁文縟礼 (red tape)」の測定が進められてきた。同研究の成果からは、画一的な手続の自律性ととも柔軟に応答するという、相反する二つの官僚像が明らかにされている。それでは地方政府は、行政手続に期待される価値(公平性や正確性)を確保しつつ、行政手続の実施過程でどのように住民・利害関係者への対応を使い分けているのか、という問いを設けた。

そこで、本研究では、この問いを明らかにすべく、日本の地方政府を対象に、行政手続の理論的分析と実態観察を行い、行政手続の自律性と応答性が発生する要因を考察することとした。

2. 研究の目的

本研究では、上記の問いの下、次の(1)～(3)の課題を明らかにすることを目的とした。

(1) 行政手続に関する理論的分析

行政手続法制に関しては、従来から行政法学では行政通則法として制度論及び理論的な研究がある。他方、上記のように政治学では近年、「繁文縟礼 (red tape)」への理論的・実証的な研究がある。本研究では、これらの行政手続に関する各種既存研究を統合しつつ、地方政府における行政手続の自律性と応答性への理論的な妥当性の検証をすることとした。

(2) 行政契約・行政協定制度の分析

本研究では主たる対象とする行政手続は、行政契約と行政協定を主たる対象と置くこととした。これは、何れも相互の合意の上で策定される手続であるためである。つまり、行政と住民・利害関係者間でほぼ対等のもとで整備されるこれらの行政手続を観察することは、行政手続の自律性と応答性を分析するうえで最適であると考えた。

制度の把握には、行政契約・行政協定の制定過程への追跡が不可欠である。そこで、行政契約と行政協定と制度運用に関する現状把握と資料調査により、行政手続の制度の動態を明らかにすることとした。

(3) 行政契約・行政協定内容の分析

現在、環境を始めとして、福祉、まちづくり、施設管理など多くの政策分野で行政契約・行政協定が用いられている。これらの手続は単独で実施されることはなく、予算や計画、人事・組織的な措置が行われている。

そこで、本研究では、予算編成、組織編成、定数管理・人事管理、計画策定の4つの分野からの実態把握を努め、行政契約・行政協定の具体化の過程を明らかにすることとした。

3. 研究の方法

本研究では、日本の地方政府で行政手続、特に、協定制度を対象に考察を進めた。現在、これらの制度は個別地方政府での公表が進み、比較的接近はしやすい環境にある。一方、各規則は統一的な観点から集積した既存データは構築されておらず、制度間の比較分析を困難にしている。そのため、本研究の基盤整備作業として、委任と監督に関する制度の収集を進めた。

また、運用状況は制度と同様に統一的なデータは不在であり、制度運用は明らかにされていない。そこで運用状況を把握するためにも、個別地方政府に対する聞き取り調査の実施が不可欠となる。本研究では複数部門、各自治体の経験者等に対して、多角的な聞き取り調査を行った。

4. 研究成果

本研究では、研究期間中に以下の研究成果を得ることが出来た。初年度は、都道府県レベルでの行政手続の制度上の特性を明らかにすることを目的として、都道府県が公表している各種計画、報道資料等をもとに行政手続の関連資料整理を進めた。そして、都道府県、政令指定都市、一般市を対象に、行政手続の制度運用と具体化の過程を明らかにすべく、インタビュー調査を実施した。特に、都道府県レベルでは連携協定制度、政令指定都市と一般市では公共施設の運用に関する協定・締結の制度と運用に関するインタビュー調査を実施した。以上の調査を踏まえて、研究成果として公刊した。初年度の研究からは、従来の協定制度との対比を通じて連携協定制度の共通性と独自性を把握することができた。

次年度は、まずは、前年度に引きつづき、主に政令指定都市を対象におき行政手続の制度上の特性を明らかにすることを目的に、政令指定都市が公表している各種計画・報道資料等の行政手続の関連資料の収集整理を進めた。くわえて、行政契約・行政協定と同様にソフトな行政手法である計画・基本方針との対比の必要性から、これらの資料収集と整理に力点を置きながら努めることとした。また、前年度に引きつづき、都道府県・政令指定都市・一般市を対象に行政手続の制度運用と具体化の過程に関するインタビュー調査を実施した。具体的には、政令指定都市に対しては、各地域内の関係者（住民、産業、教育研究機関、金融機関、言論組織等）との連携が記載された地方版総合戦略を対象に、計画策定過程と管理運営に関するインタビュー調査を実施した。さらに、被災自治体における住民対応の実態を素材に住民対応の現状も分析した。以上の調査を踏まえて、研究成果として公刊した。2年度目の研究からは、地方版総合戦略を従前の地方政府が策定してきた計画とその運営手続きとの対比を行い、既存制度からの継続とともに、主として国からの計画策定への要請に対する対応（応答性）のパターンを抽出することができた。これにより、従来の研究では明示化されてはこなかった地方政府における計画手続における政府間での応答と自律性を明らかにした。そして、震災時の対応では住民から要請等を踏まえつつも、組織内の各種資源制約による「ふるい分け」の対応状況を明らかにすることができた。

最終年度は、過去2年間に引きつづき、特別区を中心に、行政手続の制度上の特性を明らかにすることを目的に各種計画・報道資料等の行政手続の関連資料の収集整理を進めた。特に、前年度に引きつづき、ソフトな行政手法となる協定と基本方針に力点を置きながら

資料収集と整理に努めた。これらに加えて、具体的には、食品表示偽装に対する各種機関での連携の実態を分析をした。以上の調査を踏まえて、研究成果として公刊した。

以上の研究を通じて、日本の地方政府が行政手続に期待される価値（公平性や正確性）を確保しつつ、行政手続の実施過程で住民・利害関係者への対応を柔軟に使い分けている現状を明らかにすることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

松井望,「基本方針による管理」と計画化:総合戦略と総合計画を事例に,公共政策研究, 査読無, 第 17 号, 2017 年, pp.40-51.

松井望,原田久『行政学』(法律文化社、2016 年),季刊行政管理研究, 査読無, No. 159, 2017 年, pp.71-77.

松井望,出雲明子『公務員制度改革と政治主導 戦後日本の政治任用制』 東海大学出版部, 2014 年, 日本政治学会編『年報政治学 2016 政治と教育』木鐸社, 239~242 頁, 査読無, 2016 年 9 月、pp.71 - 77

松井望, 連携手法としての協定 - 包括化の実態 -, 季刊行政管理研究, 査読無, No. 154, 2016 年 6 月, pp.16 - 30.

〔学会発表〕(計 1 件)

・松井望「消費者行政における多機関連携」2017 年度日本行政学会・公募企画「多機関連携の行政学」(2017 年 5 月 28 日, 関西大学)

〔図書〕(計 5 件)

伊藤正次編著『多機関連携の行政学 事例研究によるアプローチ』有斐閣、2019 年、238 (pp.137-160).

TSUJINAKA Yutaka and INATSUGU Hiroaki eds. Aftermath: Fukushima and the 3.11 Earthquake, Kyoto University Press, 2017, 498 (pp.277 - 302)

稲継裕昭編著, 東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応 自治体の体制・職員の行動, 第一法規, 2018 年, 256 (pp.39-54).

北村喜宣・山口道昭・磯崎初仁・出石稔・田中孝男編, 自治体政策法務の理論と課題別実践 鈴木庸夫先生古稀記念, 第一法規, 2017 年, 400 (pp.273-290).

公益財団法人日本都市センター編, 超高齢・人口減少時代に立ち向かう - 新たな公共私連携と原動力としての自治体 -, 公益財団法人日本都市センター, 2017 年 3 月, 227 (pp.127 - 153).

〔産業財産権〕
出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

- ・ website of nozomimatsui <https://sites.google.com/site/nozomimatsui/>
- ・ nozomimatsui のみたもの・きくもの・よんだもの) <http://nozomimatsui.hatenablog.com/>
- ・ 松井望「2017年学界展望（2018- ） 行政学・地方自治」日本政治学会編『年報政治学 2018 選挙ガバナンスと民主主義』木鐸社、2018年12月、pp.277～280
- ・ 2018年度日本公共政策学会第22回研究大会「自由公募セッション」(2018年6月16日，桜美林大学（町田市）)司会

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。